

# 令和5年第2回農業委員会総会議事録

令和5年2月1日  
宮崎市農業委員会

1. 日 時 令和5年2月1日(水)

午後2時58分開会

2. 場 所 第四庁舎9階会議室

3. 付議事件

[ 議 案 ]

議案第8号 農地法第3条許可について

議案第9号 農地の競売・公売による買受適格証明について(農地法第3条)

議案第10号 農地法第5条許可に係る事業計画変更について

議案第11号 農地法第5条許可について

議案第12号 非農地証明について

議案第13号 農用地利用集積計画の決定について

議案第14号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

[ 報 告 ]

報告第8号 専決処分の報告について(農地法第4条第1項第8号)

報告第9号 専決処分の報告について(農地法第5条第1項第7号)

報告第10号 専決処分の報告について(農地法第4条第1項本文)

報告第11号 専決処分の報告について(農地法第5条第1項本文)

報告第12号 相続等による権利移動について(農地法第3条の3)

報告第13号 専決処分の報告について(土地改良法第3条第2項)

4. 出席委員

1 番 日 高 隆 志	2 番 岡 武 義	3 番 金 丸 忠 弘
4 番 久 保 田 章 生	5 番 鬼 塚 健 太	7 番 川 越 定 光
8 番 川 崎 和 久	9 番 松 田 実	10 番 川 越 忠 次
11 番 長 友 紘 子	12 番 川 越 正 彦	13 番 岡 原 明 美
14 番 持 原 義 信	15 番 小 倉 俊 博	16 番 佐 藤 裕 次 郎
17 番 片 上 英 行	18 番 高 間 秀 一	19 番 川 越 達 也
20 番 前 田 峰 子	22 番 外 薊 香	23 番 蛭 原 安 德

5. 欠席委員

6 番 川 野 富 男	21 番 中 村 和 寛	24 番 松 田 真 郎
-------------	--------------	--------------

6. 事務局出席者

次長	西領敏一	副主幹兼農地調整係長	川越昌志
次長補佐兼総務係長	長谷川恒徳	農地調整係主査	前田真智子
総務係副主幹	迫田秀一朗	農地調整係主任主事	領家健志
総務係主任主事	藤岡拓麻		

7. 市長部局出席者


なし

署名委員


議長

松田 美 

委員

川越 忠次 

委員

小倉 俊博 

午後 2 時 58 分開会

○議長（松田） これより令和 5 年第 2 回宮崎市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、6 番川野富男委員、21 番中村和寛委員、24 番松田真郎委員から欠席の届出がありました。定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。

それでは、まず、本日の議事録署名委員を指名いたします。

議事録署名委員は、10 番川越忠次委員、15 番小倉俊博委員を指名いたします。

それでは、日程第 2、議案審議ですが、議案全般につきまして、事務局次長に説明させます。

○事務局（西領） 本日の日程でございますが、お手元に総会の会期及び議事日程等を配付させていただいております。

議案につきましては、特別な事情がない限りは、これまでのとおり 1 ページごとの審議でお願いしたいと考えております。

それでは、提出議案につきまして御説明いたします。

議案書表紙の裏面を御覧ください。本日は 7 議案の御審議をお願いいたします。

議案第 8 号「農地法第 3 条許可について」は 17 件でございます。

議案第 9 号「農地の競売・公売による買受適格証明について（農地法第 3 条）」は 1 件でございます。

議案第 10 号「農地法第 5 条許可に係る事業計画変更について」は 1 件でございます。

議案第 11 号「農地法第 5 条許可について」は 10 件でございます。

議案第 12 号「非農地証明について」は 2 件でございます。

議案第 13 号「農用地利用集積計画の決定について」は 43 件でございます。

議案第 14 号「農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断について」は 6 件でございます。

以上、審議件数は 80 件となっております。

なお、農地法第 3 条及び農地利用集積計画による担い手への農地集積面積は、11 万 3,818 平方メートルでございます。そのうち、委員の関わりによる農地集積面積は、9 万 7,159 平方メートルでございます。

説明は以上でございます。御審議方よろしくお願いたします。

○議長（松田） 議案第8号農地法第3条許可について、1ページを議題とします。

○事務局（領家） 農地法第3条許可について御説明いたします。

農地法第3条許可の審議につきましては、農地法第3条第2項各号に規定する許可基準に合致するかどうかを審査しています。

今回、係る基準を充足すると認められた案件について申請を受理し、議案として上程しております。

なお、認定農業者等が受人となっている案件については、その旨を備考欄に記載しております。

今回、4名の認定農業者が基盤強化促進法ではなく、3条申請となりました。

1ページの番号12、2ページの番号16、3ページの番号18、19、4ページの番号23、5ページの番号24が該当しますが、番号12、16、18、19、24は基盤強化法と3条申請の申請方法や許可の時期等を勘案の上検討したため、番号23は売買価格が地域の相場より高いため、3条申請を選択した案件となっております。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、2ページを議題とします。

○事務局（領家） 番号14を御覧ください。

本案件は新規就農者からの申請です。申請人は、農家である祖父の後継者となるため、自ら営農を計画し、本申請に至ったものです。また、受人の総経営面積が0平方メートルとなっておりますが、今回の申請で総経営面積が9,538平方メートルとなり、3条の農地の権利取得者としての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程しております。

同様に、新規を除き市内のみの総経営面積が 5,000 平方メートルを上回る案件は 4 ページの番号 23、他市町村と併せて総経営面積が 5,000 平方メートルを上回る案件は 5 ページの番号 26 がございます。

なお、番号 26 について、国富町農業委員会には全ての農地を耕作している旨、確認済みでございます。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、3 ページから 4 ページの 20 番までを議題とします。

○事務局（領家） 番号 17 を御覧ください。

本案件は新規就農者からの申請です。申請人は、約 12 年間独学で観葉植物を育ててきた経験があり、好きなことを仕事にしたいと新規就農を決意し、本申請に至ったものです。また、受人の総経営面積は 0 平方メートルとなっておりますが、今回の申請で総経営面積が 1,690 平方メートルとなり、5,000 平方メートルを下回っております。しかし、ハウス園芸等集約的に行われるものであると認められた場合には、5,000 平方メートル未満でも例外的に許可できることとなっております。そのため、3 条の権利取得者としての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程しております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）



○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、4ページから5ページの23番までを議題とします。

○事務局（領家） 番号21を御覧ください。

本案件は新規就農者からの申請です。申請人は、幼少期より両親の農業の手伝いをしており、海外での施設栽培研修の経験を経て、自ら農産物を生産したいと営農を計画し、本申請に至ったものです。また、本案件は、受人の総経営面積が0平方メートルとなっておりますが、今回の申請で総経営面積が1万1,579平方メートルとなり、3条の農地の権利取得者としての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程しております。

以上、御審議方よろしくお祈いします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、5ページを議題とします。

御意見ございませんか。

○17番（片上委員） 24番の渡人についてです。この方は地区連でもらった「農地の売買・賃借希望について」の申出人と同一人物だろうと思うのですが、議案上の住所と地区連でいただいた資料の住所が違います。これは両方とも有効なのでしょうか。

○事務局（領家） 渡人の住所については、3条申請書の中に住民票の添付があり、住所はこれで確認しておりますので、議案については間違いないと判断しております。

○17番（片上委員） この土地を売り買い・貸し借りで申出人のところに連絡を取るときには、どちらのほうに連絡を取ればいいのでしょうか。住所が2つあるんですけども。

○事務局（領家） 売り買い・貸し借りはいつ頃載っていたものですか。直近のものですか。

○17番（片上委員） 30日の地区連で頂きました。

○事務局（領家） 住民票がこの住所になるので、これで間違いないかとは思いますが。  
ちなみに、記録としては令和4年6月7日に佐土原町下田島から下北方町に転居されています。

○17番（片上委員） そうすると、議案のほうが正しい住所ですね。

○事務局（領家） この議案の住所が現住所で間違いないと思います。

○17番（片上委員） 分かりました。

○議長（松田） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、6ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、許可することに決しました。

議案第9号農地の競売・公売による買受適格証明について、7ページを議題とします。

○事務局（領家） 農地の競売・公売による買受適格証明願について説明いたします。

買受適格証明書は、農地が差し押さえられ、競売や公売にかけられた際に、入札者に対し提出が求められるもので、入札しようとする人が農地法の許可が受けられる人であることを証明するものです。

競売は裁判所が決定して行われるもの、公売は国や市町村など公の機関が行うものを言います。

本証明の審査は、農地法第3条申請と同様の許可基準で行います。

なお、総会での承認後の手続ですが、承認後、入札者が買受適格証明書をもって入札し、最高価格での買受人となった場合は、農業委員会に3条の単独申請を行います。農業委員会は会長専決で許可を行い、後日総会で報告する流れとなっております。

それでは、番号1を御覧ください。

本案件は、宮崎市が公売する農地の入札参加を目的としており、願出人は3条の農地の権利取得者としての要件を満たしていることから、証明願を受理し、議案として上程しております。

なお、入札日時は2月7日の午前10時からとなっております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、承認することに決しました。

議案第10号農地法第5条許可に係る事業計画変更について、8ページを議題とします。

○事務局（前田） 事業計画変更について説明します。

事業計画変更につきましては、農地法関係事務処理要領により、転用許可後に、転用事業者が、転用目的の変更を希望した場合、また転用事業者に代わって、転用を希望する者があるときには、事業計画変更申請を行わせ、変更の承認について審査することとされています。

計画変更の承認に当たっては、変更後の周辺農地への影響や事業の実現可能性等が変更前と比較して同程度であるか、変更後の事業も転用許可基準により許可相当と認められるかについて審査しています。

それでは、案件について説明します。

番号2を御覧ください。

本案件は、宮崎市田野町の農地に一般個人住宅を建築する目的で農地法第5条の転用許可申請を行い、昭和56年8月31日に許可を得ていますが、転用が実行されずに現在に至っています。今回、転用実行者を承継人に、転用面積も401平米に変更し、また、変更後の転用申請においても立地基準・一般基準を充足していることから、議案として上程したものです。

なお、転用申請は、10ページの議案第11号番号31番で別途議案として上程しています。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、承認することに決しました。

議案第11号農地法第5条許可について、9ページを議題とします。

○事務局（前田） 農地法第5条許可について説明します。

農地法第5条許可につきましては、法第5条第2項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性などに適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断し、一時転用を含め、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しています。

それでは、主な案件について説明します。

番号24を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市佐土原町下田島在住の農家、受人は宮崎市佐土原町下田島に本拠を置く養鰻業を営む法人です。申請地は、宮崎市佐土原町にあります佐土原駅から東に約1.2キロメートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地を仮設通路として利用したく申請に及んだものです。申請地の農地区分は、「農業振興地域」の「農用地区域」となりますが、不許可の例外である「一時転用」に該当してい

ます。申請地の周囲は農地と接していますが、ブロック等で仕切ることで土砂の流出を防ぎ、雨水は地下浸透で処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しています。

また、同様に「第1種農地」で「一時転用」に該当している案件は、番号25です。

なお、番号25の案件については、始末書付の案件となっております。農地法の許可を得ずに申請地を現場事務所等として利用していたことから、追認申請に及んだものです。立地基準・一般基準を満たしており、追認もやむを得ないものと判断しています。

その他の案件においても追認案件がありますが、始末書の提出もあり、立地基準・一般基準を満たしていることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、10ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、11ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第12号非農地証明について、12ページを議題とします。

○事務局(川越) 非農地証明について説明します。

この非農地証明につきましては、登記簿の地目が農地または農地台帳に登載されている農地で現況が非農地化していることを証明するものです。

非農地化の事由として、主に、昭和27年の農地法施行以前から農地以外の土地であること、10年以上耕作放棄され将来的にも農地としての利用が困難な土地、周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても利用することができないと見込まれる場合があります。

それでは、2件の案件について説明します。

番号3は、登記簿地目が山林であります。まず、2283番1は、以前、東側の広がりのある農地とつながっていましたが、宮崎西環状線の開通により分断されたことで、山林等に囲まれた小集団の農地となり、現在は一部山林化しています。また、周辺の農地は荒廃化、山林原野化が進み、一部の農地には非農地の証明等を行っています。このことから、周囲の状況から見て、その土地を農地として復元としても利用することができないと見込まれます。

次に、2295番1は、現況が10年以上耕作放棄された様相で、山林化しています。

最後に、番号4は、登記簿地目が田であります。現況は10年以上耕作放棄された様相で、山林化しています。

このことから、これらの案件は非農地証明の認定基準に合致しています。

なお、これらの案件につきましては、1月19日に地元農業委員と現地調査を行い、現況が農地でないことを確認しています。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長(松田) 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ承認することに決しました。

議案第13号農用地利用集積計画の決定について、13ページから30ページの88番までの利用権設定分を議題とします。

本人に関わる案件がございますので、16番佐藤裕次郎委員の退室を求めます。

(16番佐藤裕次郎委員退室)

○事務局(藤岡) 議案第13号農用地利用集積計画の申出につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に規定されております、市の基本構想に適合することや、農地の効率的利用、農作業の常時従事などの各要件を満たしていると考えられるため、今回、議案として上程するものでございます。

中間管理による貸借につきましては、13ページの番号50番から16ページの番号56番までの7件でございます。

利用権設定につきましては、17ページの番号64番から30ページの番号88番までの25件でございます。

内訳といたしましては、使用貸借権の再設定が0件、新規設定が6件、賃借権の再設定が5件、新規設定が14件となっております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長(松田) 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

16番佐藤裕次郎委員の入室を求めます。

(16番佐藤裕次郎委員入室)

○議長(松田) 次に、31ページから36ページの99番までの所有権移転分を議題とします。

○事務局（藤岡） 農用地利用集積計画の申出のうち、所有権移転につきましては、31 ページの番号 89 番から 36 ページの番号 99 番までの 11 件でございます。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

議案第 14 号農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断について、37 ページを議題とします。

○事務局（迫田） 議案第 14 号農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断について説明いたします。

議案書 37 ページを御覧ください。

農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断を行うため、令和 5 年 1 月 17 日から 1 月 18 日の 2 日間にかけて、「佐土原」「高岡」の 2 地区において山林・原野化が進んでいる農地（B 分類）を対象に、各地区の農業委員及び農地利用最適化推進委員、各総合支所農林建設課担当者並びに農業委員会事務局職員延べ 30 名による現地調査を実施しました。

なお、道路がないなどの理由により現地まで行けない農地については、航空写真を活用し現地の確認を行っております。

今回の案件は、調査を実施した佐土原地区、高岡地区を併せて 475 筆のうち、関係機関と調整のついた農業振興地域の農用地に位置する 6 筆について提案するものでございます。

これ以外の調査箇所につきましては、関係機関と調整終了後、次回、第 3 回総会に上程する予定としております。

今回上程しました農地 6 筆、面積にしまして 3,689 平方メートルについて、農地・非農地判断基準に従い慎重に判定した結果、この 6 筆いずれも非農地に該当すると判



断しました。

非農地と判断した主な理由としましては、長年の耕作放棄等により山林もしくは原野化が著しく、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地であること、また、圃場への道路がなく迫田などで面的整備がされておらず、継続した営農が困難と見込まれる土地であることが挙げられます。

説明は以上です。御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○23番（蛭原委員） 今回、非農地に該当すると判断された農地は、農業振興地域整備計画の見直しには含まれているのでしょうか。

○事務局（迫田） この6件につきましても追加されるものです。

○23番（蛭原委員） ということは、またどこかで我々の意見を求められる機会があるということですか。

○事務局（西領） 今回の分については意見を聴くところはないと思われま

○23番（蛭原委員） 意見聴取なしで農業振興地域から除外されるということですか。

○事務局（西領） 農政企画課に事前に相談しており、あらかじめ除外予定地としていたので、今回は非農地判断を先にさせていただいたというような形になっております。説明は以上でございます。

○23番（蛭原委員） 分かりました。

○1番（日高委員） 非農地判断と非農地証明についての審議が行われましたけれども、違いは何でしょうか。

○事務局（西領） 非農地証明は、申請者から申請を受けて山林・原野化を認めるものでありまして、非農地判断は、農業委員会が山林・原野化して農地としては使えないという判断をするというふうになっております。説明は以上です。

○1番（日高委員） 分かりました。

○議長（松田） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（松田） 全会一致、承認することに決しました。

これより報告案件を議題とします。

事務局次長に説明を求めます。

○事務局（西領） 本日の報告案件につきまして御説明いたします。

報告書表紙の裏面を御覧ください。

報告第8号は、農地法第4条第1項第8号に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数5件でございます。

報告第9号は、農地法第5条第1項第7号に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数10件でございます。

報告第10号は、農地法第4条第1項本文に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数12件でございます。

報告第11号は、農地法第5条第1項本文に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数22件でございます。

報告第12号は、「農地法第3条の3相続等による権利移動について」でございまして、その数38件でございます。

報告第13号は、土地改良法第3条第2項に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数21件でございます。

なお、報告第8号、第9号、第13号につきましては、局長の専決処分により受理されたもので、備考欄等に専決日を記載しております。

第10号、第11号につきましては、過去の総会において承認されたもので、それぞれ会長の専決処分により許可されたものでございます。

報告は以上でございます。よろしく御願いたします。

○議長（松田） ただいま専決処分等につきまして報告がありましたが、御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（松田） 御意見なければ、報告案件はこれにて終わります。

本日の総会はこれをもって閉会してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松田） 御異議なしと認めます。よって、令和5年第2回宮崎市農業委員会総会を閉会いたします。

午後3時37分閉会